

厳しい短期財政に ご理解とご協力を

各都道府県の市町村職員共済組合間での掛金率の格差を是正するため、全国市町村職員共済組合連合会において財政調整・特別財政調整事業を行っており、一定の掛金率を超えた場合、同事業から交付金を受けることができます。

引き上げられていることから、当共済組合も国からの指導でやむを得ず平成17年4月診療分から二万五千元に引き上げています。

当共済組合では平成14年度から調整交付金を受け、平成15年度からは調整交付金と特別調整交付金を受けています。これらの交付金は掛金に充当しますので、皆さまの掛金はその分軽減されることとなります。この交付金の財源は、各都道府県市町村職員共済組合の組合員の掛金と所属所の負担金、それに税金で賄われています。このため、交付金を受けると附加給付の基礎控除額を自由に設定できないという制約があります。

国家公務員共済組合では、すでに基礎控除額が二万五千元に

当共済組合は、被扶養者総数を組合員総数で除した扶養率が、全国の共済組合のなかで第4位、組合員1人当たりの年間医療費総額が第6位という高い順位です。

被扶養者の医療費は組合員全体で負担するため、被扶養者が多く、扶養率が高いと組合員の負担が重くなります。また1人当たりの医療費が高額なことや、老人保健拠出金等が短期財政を圧迫しています。

皆さまも健康に留意され医療費の節約にご協力くださるようお願いいたします。

平成19年4月からの短期掛金・負担金率と交付金

短期掛金率

(単位:%)

	期末手当等の率	毎月の率
一般・特定消防	33.12	41.40
市町村長・特別職	33.12	33.12

